

1. 商品名 (愛称)	総合口座
2. 取引内容	・総合口座として、次の取引ができます。 普通預金の取引 定期預金の取引 上記の定期預金を担保とする当座貸越の取引 なお、普通預金単独でのご利用もできます。
3. 販売対象	・個人の方 未成年の方はお取り扱いできません。
4. 期間・お預入・払戻方法・税金	・普通預金 : 普通預金のお取扱いと同様です。 ・定期預金 : 各定期預金のお取扱いと同様です。
5. 利息、貸越利率	・普通預金 : 普通預金のお取扱いと同様です。 ・定期預金 : 各定期預金のお取扱いと同様です。 ・貸越利率 : 担保となる定期預金の約定利率に年 0.50% を上乗せした利率となります。(変動金利)
6. 当座貸越取引の担保 (1) 定期預金	・スーパー定期、大口定期、期日指定定期 等
7. 貸越極度 (1) 定期預金	・総合口座の定期預金の合計残高の 90% の金額(ただし、上限 300 万円)まで利用できます。
8. 担保設定順位	・貸越利率の低い順から担保とします。
9. 貸越利息の自動引落し	・普通預金と同一の利息計算期間とし、年 2 回(3 月、9 月)の当金庫所定の日に普通預金口座から貸越利息を自動的に引落します。 ・ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越利息をお支払いいただきます。
10. 貸越元金の計算方法	・普通預金に預入または振り込まれた資金を、自動的に当座貸越の返済に充当します。 ・ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越元金をお支払いいただきます。
11. 手数料	・キャッシュカードによる支払い等の場合には、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。
12. 付加できる特約事項	
13. 中途解約時の取扱い	・定期預金の中途解約時のお取扱いは各定期預金のお取扱いと同様です。
14. 金利情報の入手方法	・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 また、当金庫ホームページに掲載しています。
15. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0565-31-1616)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) - もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
16. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・お1人様1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。 ・普通預金については、別途、特約することにより、利息を無利息とし、預金保険による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。